

最高裁秘書第1279号

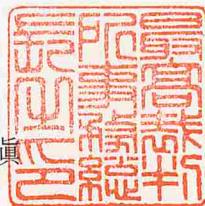
令和2年6月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和2年3月24日付け（同月26日受付、第014812号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況（平成28年から令和元年までの総括版）」と題する文書（片面で4枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和2年3月23日
最高裁判所事務総局行政局第二課労働審判係

**労働審判手続におけるテレビ会議の方法による期日の実施状況
(平成28年から令和元年までの総括版)**

1 はじめに

非訟事件手続法（平成23年法律第51号）の制定に伴う労働審判法の改正（平成25年1月1日施行）により、労働審判手続の期日においてテレビ会議を利用することができますようになったところ、行政局では、平成28年から令和元年まで、労働審判手続におけるテレビ会議の利用についての積極的な周知等の取組を各庁に依頼するとともに、各庁から、テレビ会議の方法による期日を実施した労働審判事件（以下「テレビ会議利用事件」という。）の実施事件数に加え、実施状況等の報告を受けてきた。

以下は、平成28年3月1日から令和元年12月31日までに終局した労働審判事件のうち、テレビ会議利用事件に係る実施状況等の報告結果を総括版としてとりまとめたものである。

2 テレビ会議利用事件の件数

テレビ会議利用事件の件数は、平成28年は7件、平成29年は15件、平成30年は48件、令和元年は35件であり、延べ件数は105件となった。

①労働審判事件においてテレビ会議を利用することができる旨の周知の取組が奏功しつつあることや、②平成30年4月から全支部においてテレビ会議の利用が可能になるなど、テレビ会議を利用できる環境が拡大されたこと等を背景として、労働審判手続におけるテレビ会議の利用が着実に進んできたものといえる。

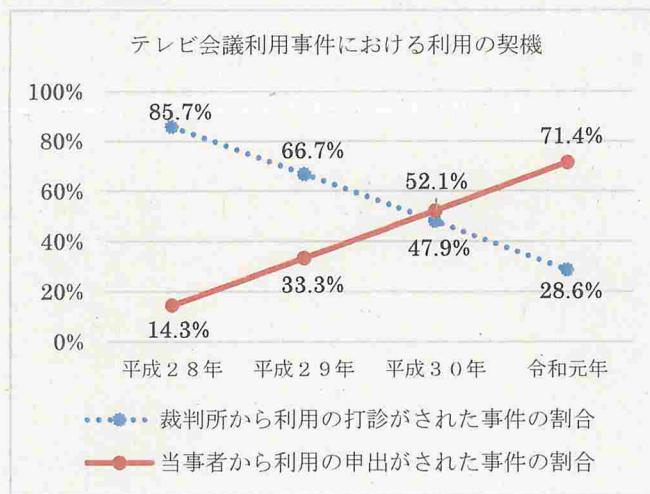
3 テレビ会議の実施状況等

(1) 代理人の有無

テレビ会議利用事件のうち、当事者双方に代理人が選任されていた事件は、105件中94件（89.5%）であり、多くの事件で当事者双方に代理人が選任されていた。また、申立人又は相手方のいずれかに代理人が選任されていない事件も一定数あったが、双方ともに代理人が選任されていない事件における利用例は見当たらなかった。

(2) 利用の契機

テレビ会議利用事件のうち、裁判所からテレビ会議利用の打診がされた事件は、平成28年は6件、平成29年は10件、平成30年は23件、令和元年は10件であり、その割合が年々減少し、当事者からの利用の申出がされた事件の割合が年々増加した。この点から、テレビ会議の利用についての周知の取組が奏功しつつあることがうかがわれるが、なお裁判所からの打診を受けて利用された例が相当程度あることからすると、当事者の利便性の向上等の観点から、引き続き、テレビ会議の利用について周知を行っていくことが有益である。



(3) テレビ会議を利用した期日

テレビ会議利用事件のうち、第1回期日にテレビ会議を利用した事件は、平成28年は1件、平成29年は7件、平成30年は28件、令和元年は23件であり、第1回期日からテレビ会議を利用する事件の割合が年々増加していた。

全期日でテレビ会議を利用した事件は、平成30年は22件(45.8%)、令和元年は19件(54.3%)であり、テレビ会議利用事件の約半数に及んでいた。



(4) テレビ会議利用事件の終局結果等

各年のテレビ会議利用事件の終局事由別の件数等は、次の表のとおりである。平成28年から令和元年までの延べ105件中、調停成立により終局した事件は75件（71.4%）、労働審判により終局した事件は25件（23.8%）であり、調停成立率は労働審判事件全体におけるもの（平成28年から令和元年までの既済事件中72.0%）とほぼ同程度であった。

〈テレビ会議利用事件の終局事由別件数等〉

	調停成立	労働審判	24条終了	取下げ	却下・移送等
平成28年	4件	3件	0件	0件	0件
平成29年	11件	2件	2件	0件	0件
平成30年	34件	11件	1件	2件	0件
令和元年	26件	9件	0件	0件	0件
(上記合計件数)	(75件)	(25件)	(3件)	(2件)	(0件)
割合	71.4%	23.8%	2.9%	1.9%	0%
(参考) 労働審判事件全体 (平成28年～ 令和元年)	72.0%	14.8%	4.3%	7.8%	1.1%

※ (参考)のうち、令和元年の数値は速報値である。

(5) 当事者の出頭状況

テレビ会議利用事件のうち、ほとんどの事件で受託庁には当事者の一方の側のみが出頭していたが、当事者双方が受託庁に出頭し、委託庁には労働審判委員会のみが在廷した事件や、当事者がそれぞれ別の受託庁に出頭して3庁間でテレビ会議を接続して実施された事件もあった。

(6) 受託庁での職員の立会い等

令和元年に終局したテレビ会議利用事件については、受託庁での職員の立会いの有無についても新たに報告を受けたところ、35件中、「あり」又は「一部あり」が合計18件（51.4%）、「なし」（期日の開始時及び終了時のみ立会いの場合を含む）が17件（48.6%）であった。約半数の事件で受託庁の職員が立ち会わずに期日が実施されることになるが、その際の進行上の工夫として、①委託庁に別室を確保しておき、一方当事者のみと個別に話をする場合には、委託庁に出頭した当事者等が別室に移動することにより、テレビ会議を接続し直さなくてよいようにした例や、②受託庁に出頭した代理人に対して、携帯電

話で入退室の指示をすることにより、入退室の際の立会いを不要とできるよう工夫した例等が紹介された。

そのほか、次回期日を指定する際に、受託庁の職員が立ち会っていたことで、候補日におけるテレビ会議機器等の空き状況をその場で確認できたため、調整が容易であったという意見もあった一方で、こうしたテレビ会議機器等の空き状況等については、むしろ事前に把握しておく方が円滑な期日指定につながるという意見もあった。

4 テレビ会議利用のメリット及び留意点等

(1) メリット

各庁からは、テレビ会議を利用して有用であった点として、①遠隔地に居住する当事者の物理的、経済的負担が軽減された、②第1回期日をテレビ会議にすることで、期日変更の必要がなく、期日の空転も防ぐことができたといった意見があった。

また、直接対面する場合と比較すると表情を読み取りやすく、ニュアンスが伝わりにくいとの意見もあった一方で、電話会議と比較すると相互に表情や動作を確認しながら手続を進められるので有用であったという意見や、予想していたよりも画質が鮮明で音声も聞き取りやすかったという意見もあった。

(2) 留意点等

テレビ会議による期日を円滑に進行するため、多くの事件で事前に委託庁と受託庁との間で接続テストや進行予定の確認等が行われていた。

また、その他の工夫すべき点等として、①委託庁と受託庁で双方同時に話すと聞き取りにくいため、一人ずつ話してもらうよう説明したほうがよい、②多人数が出頭した場合に全員が画面に映るように、機器の配置等を工夫する必要がある、③書画カメラの利用を円滑に行えるよう、利用可能性の有無について事前に打合せを行う方が望ましいという意見があった。

以上